

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

◎ ◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	1
◎ ◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	3

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条 （略）

2 （略）

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 （略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

項

四・六 （略）

3・5 （略）

（輸出入の禁止）

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、

国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの（以下この章において「登録要件」という。）に該当するもの（特定器官等を除く。）の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2 10 (略)

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡し業務を行うための施設の名称及び所在地
 - 三 譲渡し又は引渡し業務の対象とする特定国内希少野生動植物種
 - 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令、農林水産省令で定める事項
- 2 特定国内種事業のうち加工品に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び加工品の種別に応じて政令で定める大臣（以下この節において「特定国内種関係大臣」という。）に届け出なければならない。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

- 二 前号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令で定める事項

3 5 (略)

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の1の項、(4)の1の項、3の項及び4の項、(6)並びに(8)並びにハ

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表二の第一の二

三 別表第一の表二の第二の(5)の1の項、(8)の1の項、(10)、(12)、(17)、(21)、(22)、(30)、(34)及び(35)に掲げる種の種子

（個体等の輸出入の要件）

第三条（略）

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国から生じた器官等（その個体の一部であった器官又はその個体若しくはその個体の一部であった器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3（略）

（個体等の登録の要件）

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であって次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

る。

一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

二 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）^一、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）^二又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）^三であること。

三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）^一、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）^二又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）^三であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）^一、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）^二又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）^三であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ 別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）^一であること。

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表一

項	種 名
第一 動物界	
一 鳥綱	
イ カモ目	
(1) カモ科	
1	<i>Branta canadensis leucopareia</i> (シジュウカラガン)
ロ チドリ目	
(1) うみすずめ科	
1	<i>Lunda cirrhata</i> (エトピリカ)
2	<i>Uria aalge inornata</i> (ウミガラス)
	(略)
ニ はと目	
(1) はと科	
	(略)
3	<i>Columba janthina stejnegeri</i> (ヨナクニカラスバト)
ホ たか目	
(1) たか科	
	(略)
3	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i> (オジロワシ)
4	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i> (オオワシ)
5	<i>Spilornis cheela perplexus</i> (カンムリワシ)
6	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i> (クマタカ)
	(略)
ヘ きじ目	
(1) きじ科	
1	<i>Lagopus mutus japonicus</i> (ライチョウ)
	(略)
チ すずめ目	
(1) あとり科	
1	<i>Carduelis sinica kittlitzi</i> (オガサワラカワラヒワ)
	(2) (略)
	(3) ひたき科
1	<i>Erithacus komadori komadori</i> (アカヒゲ)
2	<i>Erithacus komadori namiyei</i> (ホントウアカヒゲ)
3	<i>Erithacus komadori subrufus</i> (ウスアカヒゲ)
4	<i>Locustella pryeri pryeri</i> (オオセッカ)
5	<i>Zoothera dauma major</i> (オオトラツグミ)
	(4) やいろちょう科
1	<i>Pitta brachyura nympha</i> (ヤイロチョウ)
	(略)
ル みずなぎどり目	
(1) あほうどり科	
1	<i>Diomedea albatrus</i> (アホウドリ)
	(略)

表二

項	種 名
第一 動物界	
	(略)
三 は 爬虫綱	

イ とかげ亜目	
(1) とかげもどき科	
(略)	
3	<i>Goniurosaurus kuroi wae splendens</i> (オビトカゲモドキ)
4	<i>Goniurosaurus kuroi wae toyamai</i> (イヘヤトカゲモドキ)
5	<i>Goniurosaurus kuroi wae yamashinae</i> (クメトカゲモドキ)
(略)	
六 昆虫綱	
(略)	
ハ ちょう目	
(1) しじみちょう科	
1	<i>Celastrina ogasawaraensis</i> (オガサワラシジミ)
2	<i>Maculinea teleius kazamoto</i> (ゴマシジミ本州中部亜種)
3	<i>Pithecops fulgens tsushimanus</i> (ツシマウラボシシジミ)
(略)	
(2) たてはちょう科	
(略)	
ホ ばった目	
(1) ばった科	
1	<i>Celes skalozubovi akitanus</i> (アカハネバッタ)
七 腹足綱	
イ 柄眼目	
(1) なんばんまいまい科	
(略)	
15	<i>Satsuma amanoi</i> (アマノヤマタカマイマイ)
16	<i>Satsuma hemihelvus</i> (ウラキヤマタカマイマイ)
17	<i>Satsuma iheyaensis</i> (イヘヤヤマタカマイマイ)
(略)	
第二 植物界	
(1) さといも科	
1	<i>Arisaema heterocephalum</i> ssp. <i>okinawense</i> (オキナワテンナンショウ)
2	<i>Pothos chinensis</i> (ユズノハカズラ)
3	<i>Rhaphidophora kortharthii</i> (サキシマハブカズラ)
4	<i>Rhaphidophora liukiuensis</i> (ヒメハブカズラ)
(2) うまのすずくさ科	
1	<i>Asarum caudigerum</i> (オナガサイシン)
2	<i>Asarum okinawense</i> (ヒナカンアオイ)
(3) ちゃせんしだ科	
(略)	
3	<i>Asplenium oligophlebium</i> var. <i>iezimaense</i> (イエジマチャセンシダ)
4	<i>Hymenasplenium cardiophyllum</i> (ヒメタニワタリ)
5	<i>Hymenasplenium subnormale</i> (ウスイロホウビシダ)
(4) めしだ科	
(略)	
2	<i>Cornopteris banajaoensis</i> (ホソバシケチシダ)
3	<i>Diplazium kawakamii</i> (アオイガワラビ)
(5) きく科	
1	<i>Crepidiastrum grandicollum</i> (コヘラナレン)
2	<i>Crepidiastrum lanceolatum</i> var. <i>daitoense</i> (ダイトウワダン)
(6) こばのいしかぐま科	
(略)	
(7) おしだ科	
1	<i>Cyrtomium macrophyllum</i> var. <i>microindusium</i> (クマヤブソテツ)
2	<i>Polystichum obae</i> (アマミデンダ)
(8) つつじ科	

	(略)
	(9) とうだいぐさ科
1	<i>Chamaesyce sparrmannii</i> (ボロジノニシキソウ)
	(10) りんどう科
	(略)
	(11) いわたばこ科
	(略)
	(12) しそ科
	(略)
	(13) まめ科
	(略)
	(14) ゆり科
	(略)
	(15) ひかげのかずら科
	(略)
	(16) きんとらのお科
	(略)
	(17) のぼたん科
	(略)
	(18) すいれん科
	(略)
	(19) らん科
	(略)
11	<i>Dendrobium okinawense</i> (オキナワセッコク)
12	<i>Goodyera fumata</i> (ヤブミョウガラン)
13	<i>Habenaria stenopetala</i> (テツオサギソウ)
14	<i>Hancockia uniflora</i> (ヒメクリソラン)
15	<i>Hetaeria oblongifolia</i> (オオカゲロウラン)
16	<i>Liparis viridiflora</i> (コゴメキノエラン)
17	<i>Macodes petola</i> (ナンバンカモメラン)
18	<i>Malaxis boninensis</i> (シマホザキラン)
19	<i>Odontochilus tashiroi</i> (オオギミラン)
20	<i>Phaius mishmensis</i> (ヒメカクラン)
21	<i>Platanthera okuboi</i> (ハチジョウツレサギ)
22	<i>Platanthera sonoharae</i> (クニガミトンボソウ)
23	<i>Platanthera stenoglossa</i> ssp. <i>iriomotensis</i> (イリオモテトンボソウ)
24	<i>Thrixspermum fantasticum</i> (ハガクレナガミラン)
25	<i>Vrydagzynea nuda</i> (ミソボンラン)
	(20) きじのおしだ科
	(略)
	(21) こしょう科
	(略)
	(22) とべら科
	(略)
	(23) はなしのぶ科
	(略)
	(24) ひめはぎ科
	(略)
	(25) たで科
	(略)
	(26) さくらそう科
	(略)
	(27) きんぼうげ科
1	<i>Callianthemum hondoense</i> (キタダケソウ)
	(28) くろうめもどき科

	(略)
	(29) ゆきのした科
1	<i>Deutzia yaeyamensis</i> (ヤエヤマヒメウツギ)
	(30) はいのき科
	(略)
	(31) ななばけしだ科
	(略)
	(32) ひめしだ科
	(略)
	(33) いらくさ科
1	<i>Elatostema yonakuniense</i> (ヨナクニトキホコリ)
	(34) おみなえし科
	(略)
	(35) くまつづら科
	(略)

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第四条関係）

表二

項	種 名	適 用 日
第一 動物界		
一 哺乳綱		
イ 偶蹄目		
(略)		
(2) うし科		
(略)		
25	<i>Ovis ammon nigrimontana</i> (カラタウルガリ)	平成9年9月18日
26	<i>Ovis orientalis ophion</i> (キプロスムフロン)	昭和55年11月4日
27	<i>Ovis vignei vignei</i> (ラダックウリアル)	昭和55年11月4日
28	<i>Pantholops hodgsonii</i> (チールー)	昭和55年11月4日
(略)		
六 条鰭亜綱		
(略)		
ハ オステオグロッサ目		
(1) オステオグロッサ科		
1	<i>Scleropages formosus</i> (アジアアロワナ)	昭和55年11月4日
(略)		

別表第三 特定国内希少野生動植物種（第一条関係）

項	種 名
第一 植物界	
(1) さといも科	
1	<i>Arisaema heterocephalum</i> ssp. <i>Okinawense</i> (オキナワテンナンショウ)
(2) うまのすずくさ科	
1	<i>Asarum caudigerum</i> (オナガサイシン)
2	<i>Asarum okinawense</i> (ヒナカンアオイ)
(3) おしだ科	
(略)	
(4) りんどう科	
(略)	
(5) ゆり科	
(略)	

(6) らん科	
(略)	
6	<i>Macodes petola</i> (ナンバンカモメラン)
7	<i>Odontochilus tashiroi</i> (オオギミラン)
(7) はなしのぶ科	
(略)	
(8) きんぼうげ科	
1	<i>Callianthemum hondoense</i> (キタダケソウ)
(9) ななばけしだ科	
(略)	